

国立環境研究所ESCO事業提案審査要領

国立環境研究所ESCO事業に係る提案書の審査は、国立環境研究所ESCO事業提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、次のとおり行う。

なお、これまでに公表している国立環境研究所ESCO事業提案募集要項（以下「募集要項」という。）等の内容と相違がある場合は、本提案審査要領の規定が優先する。

1 提案の審査及び選定

審査委員会において、提案の中から最優秀提案を1件及び優秀提案を数件選定する。審査結果は、応募者に文書で通知し、国立環境研究所のホームページで公表する。なお、原則として審査結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

2 提案書の審査

審査委員会は、「事業資金計画」、「技術提案」、「維持管理」、「計測・検証手法」及び「運転管理方針」等について、総合的にESCO提案書の審査を行う。

(1) 応募者からのESCO提案書をもとに、次の事項を重視して、表「ESCO提案審査評価項目」により審査する。

ア 財政的評価事項

- (ア) 15年間の利益総額が大きいこと。
- (イ) 契約期間中の各年の研究所の利益がある程度見込まれること。
- (ウ) 光熱水費削減保証額が高いこと。
- (エ) 契約期間が可能な限り短いこと。

イ 環境的評価事項

- (ア) 対象建物全体の省エネルギー効果が十分にあること。
- (イ) 二酸化炭素排出の削減効果があり、地球温暖化対策に有効であること。
- (ウ) NOx、SOx、ばいじん、騒音等についての環境対策が考慮されていること。

ウ 技術的評価事項

- (ア) 技術提案に具体性・妥当性があること。
- (イ) 削減量の予測に確実性があること。
- (ウ) 既設機器の更新に係る改修が考慮されていること。
- (エ) 維持管理、計測・検証方法及び運転管理方針の提案に具体性・妥当性があること。
- (オ) 契約期間終了後の対応について提案があること。
- (カ) 提案が全体としてバランスが良く優れていること。

(2) 審査委員会各委員は、表「ESCO提案審査評価項目」を使い、応募者からの提案に得点を付す。総合得点の高い順に順位が決まり、総合得点1位の提案が最優秀提案となる。

(3) 審査結果により、総合得点の最も高い提案をした最優秀提案者を優先交渉権者とする。その他、上位数社を次選交渉権者（優秀提案者）として順位を付して選出する。

(4) 審査の過程において、応募者に対して、必要に応じてプレゼンテーション等を求めることとする。

3 失格の規定

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (3) 募集要項等に違反すると認められる場合
- (4) 上記評価事項のうち、次の重要な項目が満足できないこと。
 - ア 提案に基づく工事施工、運転管理が、国立環境研究所の運営・業務に支障がある場合
 - イ 提案による安全性・信頼性・災害時等の緊急時対応策が明確でない場合
 - ウ 工事費用の算出が妥当でない場合
 - エ 設置場所等を含め、技術提案が明らかに具体性・妥当性を欠く場合
 - オ 応募者の経営状況や資金調達計画が不良の場合